

長期脱炭素電源オークションの 概要について (応札年度：2026年度)

2026年7月

電力広域的運営推進機関

- 容量市場とは、電力量、調整力といった電力に係る価値のうち「将来の供給力（kW）」を取引するための市場であり、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」）が2020年度に開設しました。
- さらに2023年度から容量市場の一部として、長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」）を開設したため、本オークションの制度概要について説明いたします※1。

【電力の価値を取引する市場及び容量市場の構成】

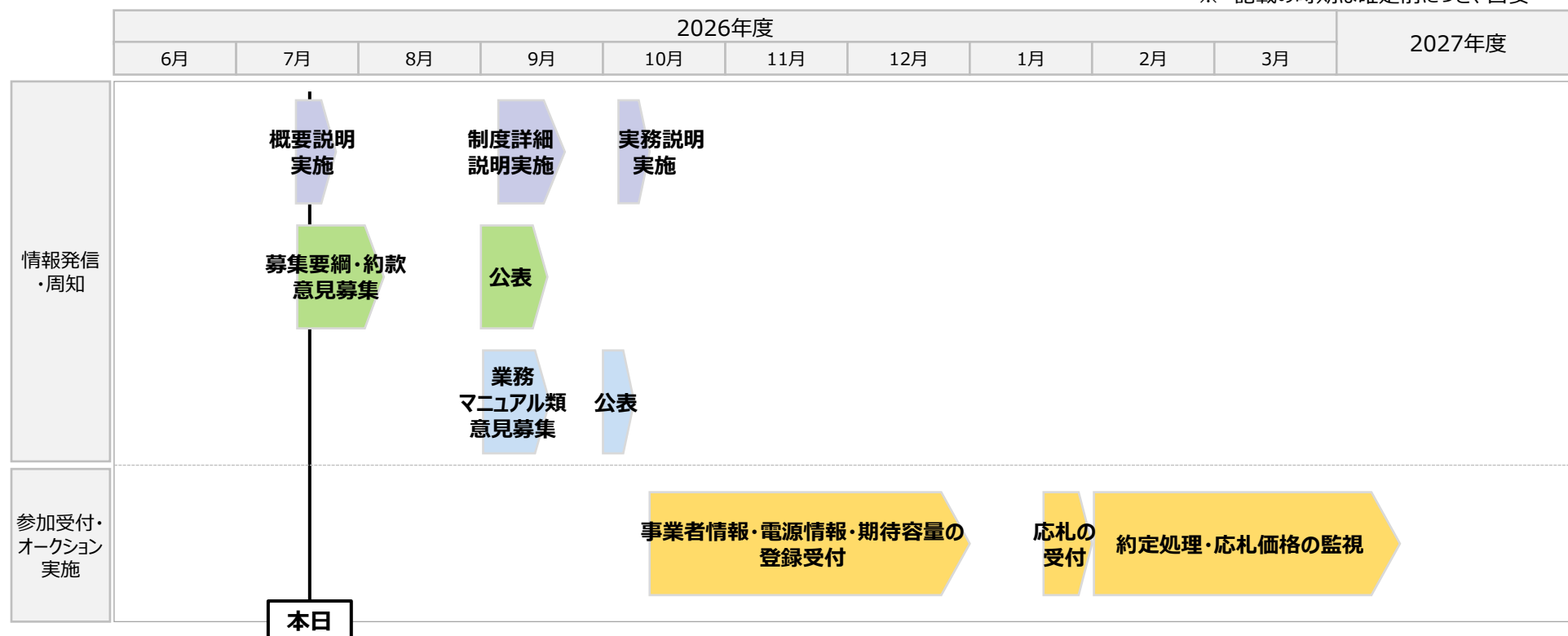
市場	役割	主な取引主体	容量市場を構成するオークション		概要
2020年度開設 容量市場	国全体で必要となる「将来の供給力（kW価値）」の取引	広域機関	容量 オークション ※2	メイン オークション	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度の4年前に実施する
卸電力市場	需要家に供給するための電力量（kWh価値）の取引	小売電気事業者		追加 オークション	メインオークション実施後、必要と判断された場合に供給力を提供する年度の1年前に実施する
需給調整市場	ゲートクローズ後の需給ギャップ補填、30分未満の需給変動への対応、周波数維持のための調整力（ΔkW価値+kWh価値）の取引	一般送配電事業者		2023年度創設 長期脱炭素電源 オークション	新規電源投資(リプレイス、改修も含む)を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するために実施する
				特別 オークション	安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する

※1 本資料と長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款との記載が異なっている場合は、長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款を優先します。

※2 将来の一定期間における需要に対して必要な供給力をオークションで募集する仕組み

- 本日の概要説明以外にも、制度詳細及び実務に関する説明や関連文書に関する意見募集等の情報発信・周知の機会を設けてまいります。
- なお、概要説明をはじめ各説明の動画は本機関ホームページにて順次公開する予定です。

※ 記載の時期は確定前につき、目安



1. 長期脱炭素電源オークション導入の必要性

- 1-1 容量市場の導入状況
- 1-2 長期脱炭素電源オークションの背景
- 1-3 容量市場の構成
- 1-4 長期脱炭素電源オークションの目的

2. 長期脱炭素電源オークションによる供給力確保の概要

- 2-1 長期脱炭素電源オークションにおける供給力確保の仕組み
- 2-2 長期脱炭素電源オークションの方式
- 2-3 募集量の考え方
- 2-4 オークション～制度適用期間の流れ

3. 発電事業者等が長期脱炭素電源オークションへ参加する仕組み

- 3-1 長期脱炭素電源オークションへの参加登録資格
- 3-2 長期脱炭素電源オークションの対象電源
- 3-3 募集量
- 3-4 参加対象電源等の条件
- 3-5 応札価格の考え方
- 3-6 応札容量の考え方
- 3-7 長期脱炭素電源オークションでのリクワイアメント
- 3-8 容量提供事業者の収入
- 3-9 他市場収益の還付割合
- 3-10 容量確保契約金額の受取・還付のタイミング

4. 小売電気事業者等が容量拠出金を負担する仕組み

- 4-1 小売電気事業者等と容量拠出金の関係
- 4-2 容量拠出金の算定方法
- 4-3 容量拠出金の還元の考え方
- 4-4 容量拠出金の支払い・還元のスケジュール

5. その他

- 5-1 長期脱炭素電源オークションに関する今後のスケジュール
- 5-2 2025年度からの主な変更・更新事項
- 5-3 長期脱炭素電源オークションとメインオークションの主な違い
- 5-4 お知らせ

1. 長期脱炭素電源オークション導入の必要性

- 1－1 容量市場の導入状況
- 1－2 長期脱炭素電源オークションの背景
- 1－3 容量市場の構成
- 1－4 長期脱炭素電源オークションの目的

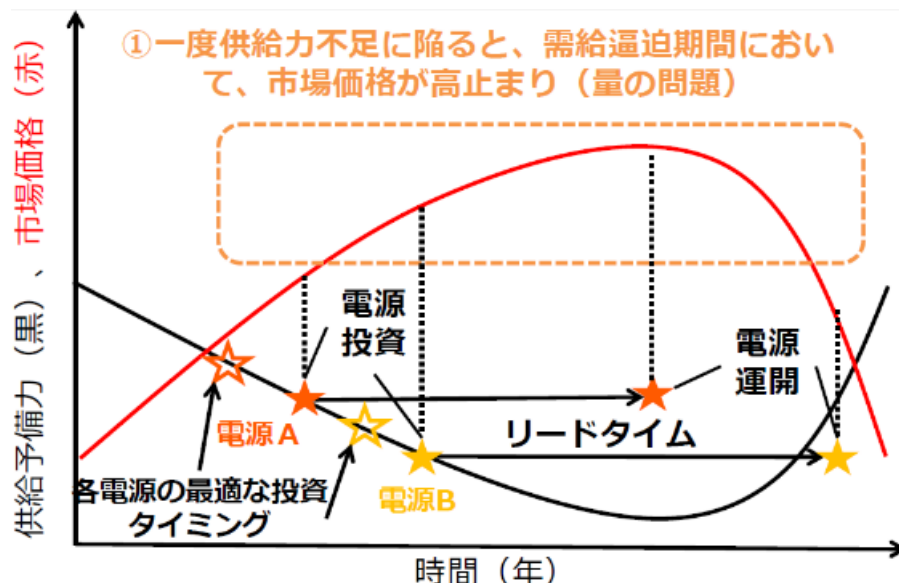
1-1 容量市場の導入状況

中長期的な供給力不足の懸念

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸電力市場の取引拡大や市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下が懸念されます。投資予見性が低下すると、電源の新設・リブレース等が十分になされず、また既存発電所の閉鎖が進み、中長期的な供給力不足になる可能性があります。
- 中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。
- そのため、容量市場によって、一定の投資予見性を確保して電源投資を適切なタイミングで行っていただくことで供給力不足の回避とそれによる卸電力市場価格の安定化を目指します。

【供給予備力及び市場価格の推移（イメージ）】

事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合



(参考) 容量市場導入の背景：諸外国の供給力確保の仕組み

- 諸外国の供給力確保の仕組みには、容量メカニズムや、人為的に市場価格（kWh価値）を大幅に引き上げる（スパイク）手法などが存在し、これらを組み合わせて導入している国もあります。
- さまざまな供給力確保の仕組みがあるなかで、容量メカニズムが最も効率的な仕組みと考えられるため、2020年に容量市場を開設しました。

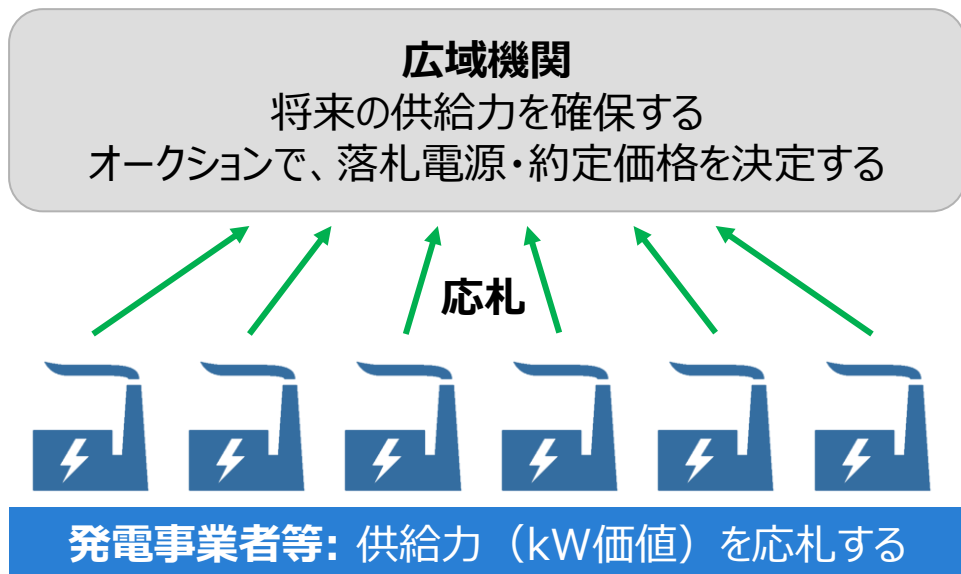
【供給力確保の仕組み】

投資回収の予見性を高めるための措置有り		措置無し	
	容量メカニズム	人為的な価格スパイク	Energy Only Market
概要	卸電力市場(kWh市場)とは別に、発電等による供給能力に対する価値を認め、その価値に応じた容量価格(kW価格)を支払う	発電投資回収を卸電力市場(kWh市場)に委ねるが、ある一定の供給力・予備力水準を下回った時点で、人為的に市場価格(kWh価格)を上昇させる。	発電投資回収を完全に卸電力市場(kWh市場)に委ね、需給ひっ迫時に市場価格(kWh価格)は無制限に上昇する
投資回収イメージ	※容量メカニズムの設計により形状は異なる		
実施国	米国PJM イギリス 等	米国ERCOT 等	ノルウェー(2020年予定) スウェーデン(2020年予定) 豪州 (上限価格有)

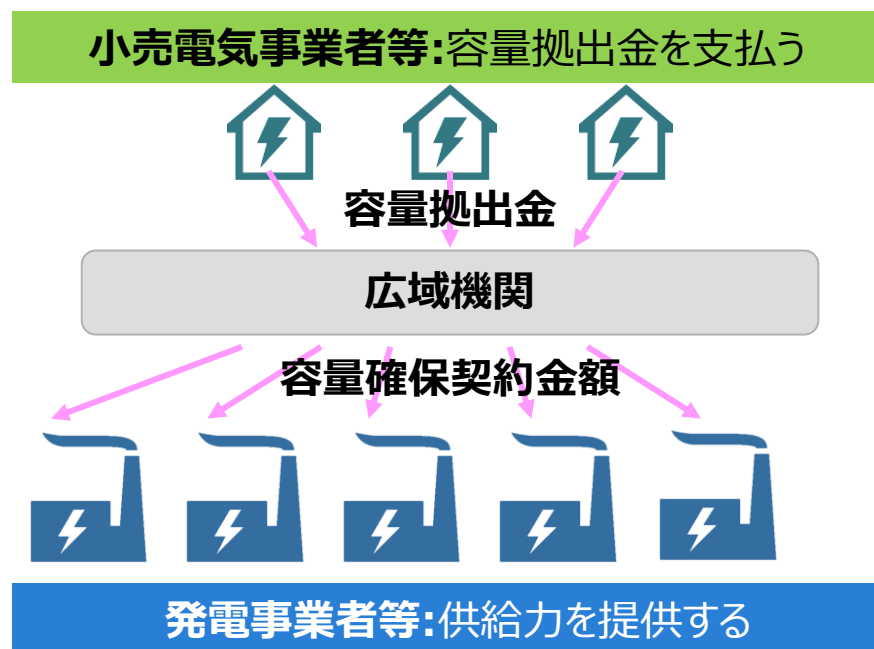
- 本機関は、容量市場で全国で必要な将来の供給力を一括して確保します。
 - 広域機関 : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。
実需給期間に、全ての小売電気事業者等※1から容量拠出金をいただき、発電事業者等（落札電源）に容量確保契約金額を支払います。
 - 発電事業者等 : オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
 - 小売電気事業者等※1 : 容量拠出金を本機関に支払います。

※1 小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者

オークションの開催



供給力の提供

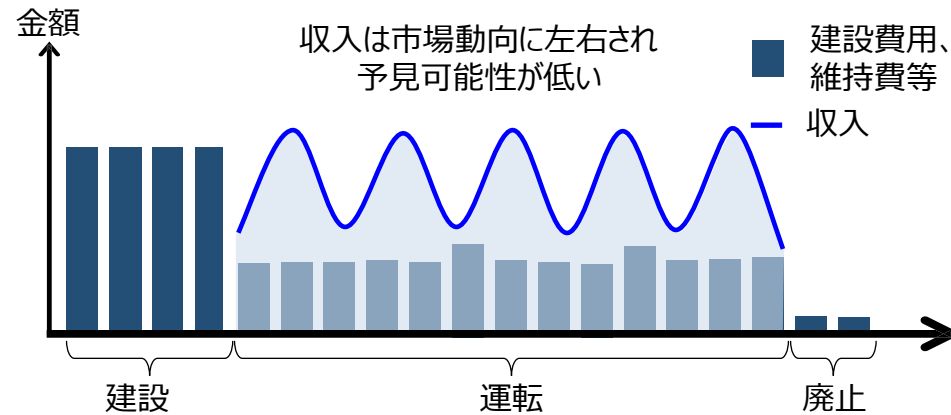


1 - 2 長期脱炭素電源オークションの背景

長期的な投資回収の予見性確保の必要性

- 日本が実現を目指している2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素電源※1による供給力等の確保が必要であり、そのためには脱炭素電源への新規投資を促していくことが重要とされています。
- 新規電源の投資にあたっては、長期にわたる投資回収可能な水準の収入の予見性が求められます。そのため、巨額の初期投資を伴う脱炭素電源の整備を促すためには、事業者に対して既存の制度よりも長期的な投資回収の予見可能性を付与する制度が必要と考えられます。

【新規電源投資の課題】

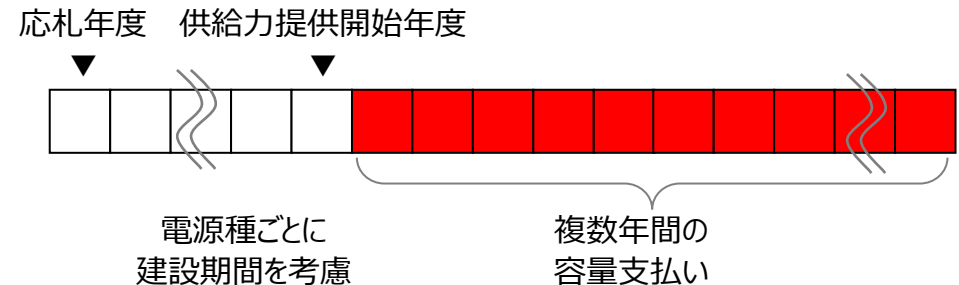


〈投資判断に必要な要素〉

①新規投資判断時に**収入の水準**を確定させたい

②新規投資判断時に**長期間の収入**を確定させたい

【長期的な予見性を付与する制度のイメージ】



現行のメインオークション・追加オークションとは別に、**脱炭素電源に対する新規投資を対象としたオークションを行い、容量収入を得られる期間を「複数年間」とする方法により、巨額の初期投資に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する**

- 容量市場は容量オークションと特別オークションで構成されている市場です。
- 2023年度に容量オークションの一部として新たに本オークションが創設されました。

市場	市場を構成するオークション		オークション概要
容量市場	容量オークション ※1	メインオークション	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度の4年前に実施する
		追加オークション	メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある <u>調達オークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する <u>リリースオークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量を売却する容量提供事業者を募集する
		2023年度創設 長期脱炭素電源オークション	脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する
	特別オークション		安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等を実施する

- 本オークションは、発電事業者に投資回収の予見可能性（特に初期投資額を含む固定費の回収の予見可能性）を確保することで脱炭素電源への新規投資※1を着実に促すことにより、以下2点を同時に達成することを目指します。
 - 中長期的な観点から安定供給上のリスクや価格高騰リスクを抑制すること
 - 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、需要家に対して、脱炭素電源の供給力の価値を提供すること

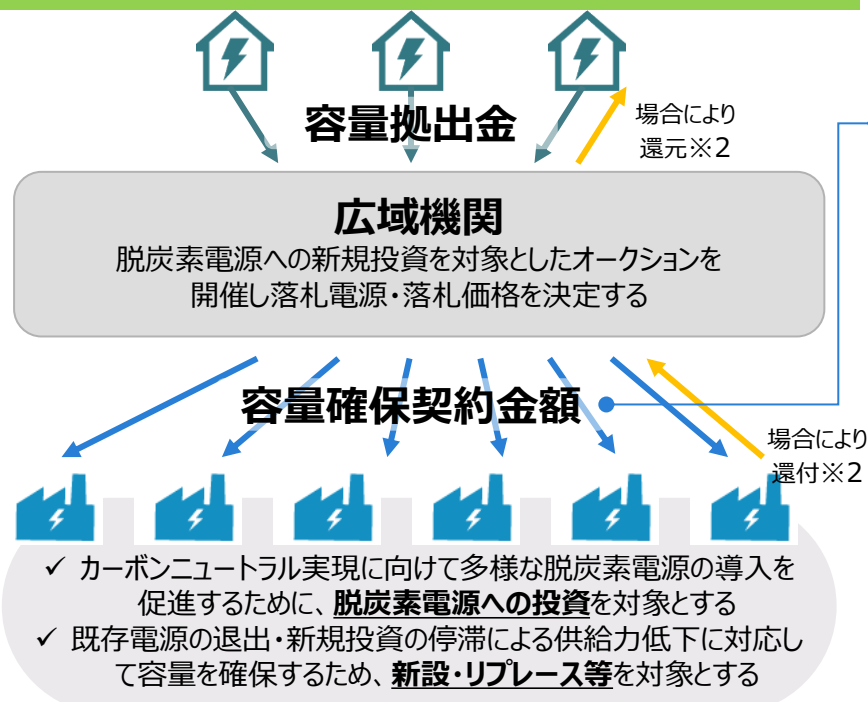
※1 将来の需給バランスや脱炭素技術の進展の不確実性を踏まえれば、LNG専焼火力の新設・リプレイスは不可欠であるため、LNG専焼火力については、引き続き2050年のカーボンニュートラルの実現を前提として、当面の間、募集を継続する

2. 長期脱炭素電源オークションによる供給力確保の概要

- 2-1 長期脱炭素電源オークションにおける供給力確保の仕組み
- 2-2 長期脱炭素電源オークションの方式
- 2-3 募集量の考え方
- 2-4 オークション～制度適用期間の流れ

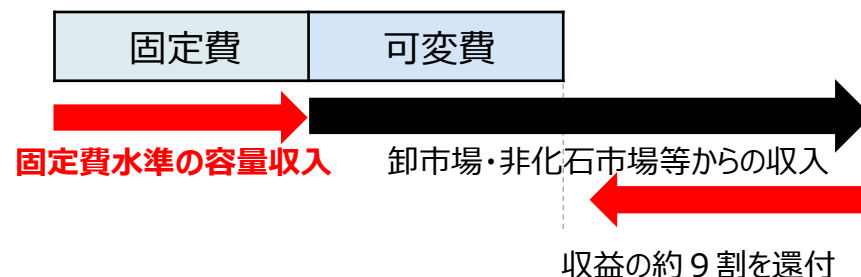
- 本オークションでは、新設又はリプレイス等の脱炭素電源への新規投資を対象とし、原則20年にわたる期間の供給力を確保する仕組みとなります。
- 本オークションでは、メインオークションと同様に、発電事業者が得る容量確保契約金額は、小売電気事業者等の容量拠出金から支払われる仕組みとなります。

小売電気事業者等※1:容量拠出金を支払う



発電事業者:供給力を提供する

①収入の水準



(※) 本制度での収入 = 落札価格 - 還付する収益

②収入の期間

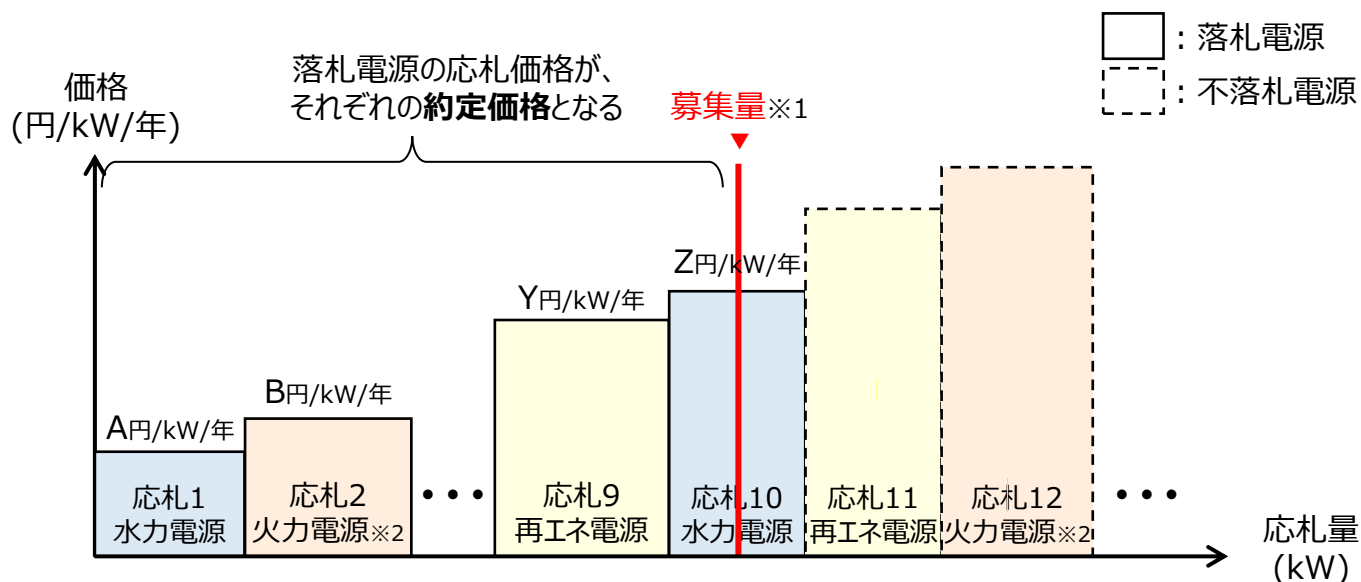


※1 小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者

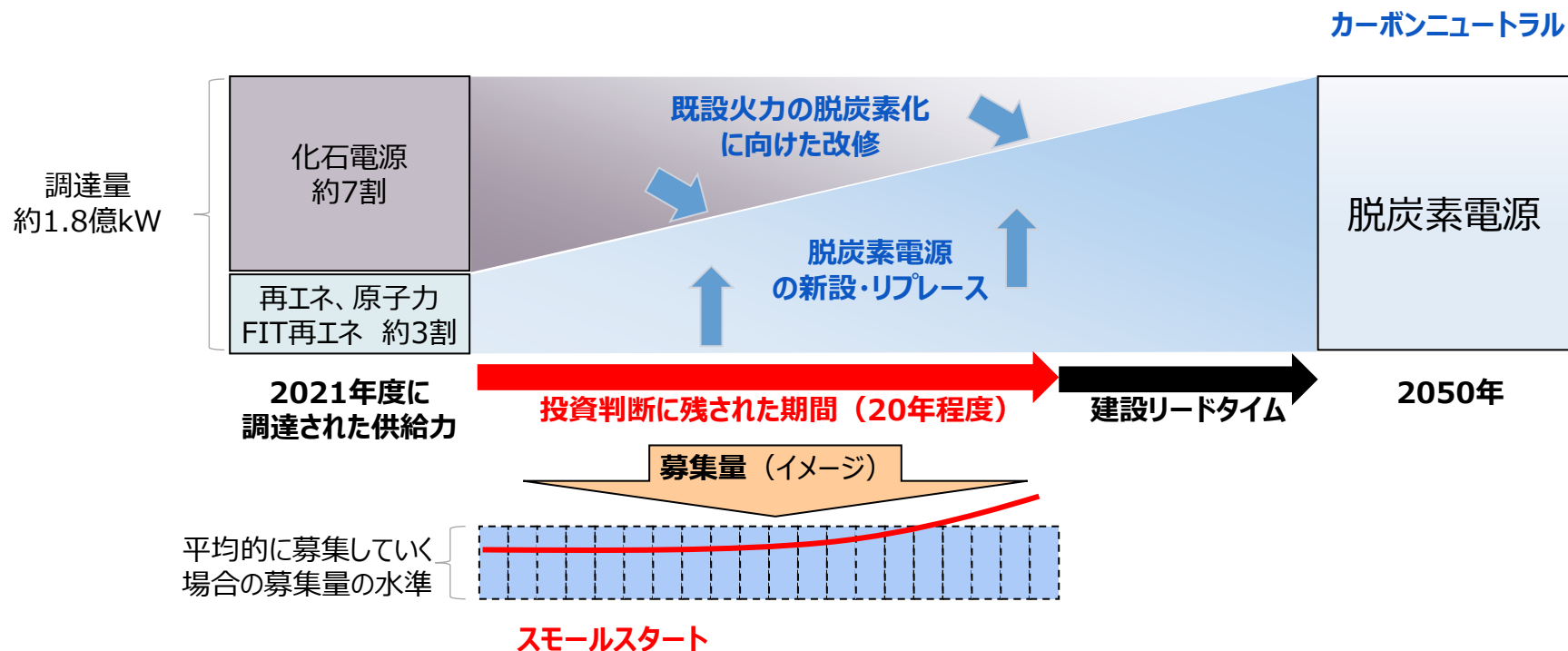
※2 還付・還元については第3、4章にて後述

- 本オークションでは発電事業者等による電源の応札に対し、マルチプライス方式で落札されます。
 - 発電事業者等は、応札単位で応札容量と応札価格（円/kW/年）を決めて、オークションに応札します。
- 応札後、原則、電源種混合で応札価格の低い順に電源が落札され、募集量を満たす電源までが落札電源となります。マルチプライス方式では、落札電源の応札価格が約定価格となります。

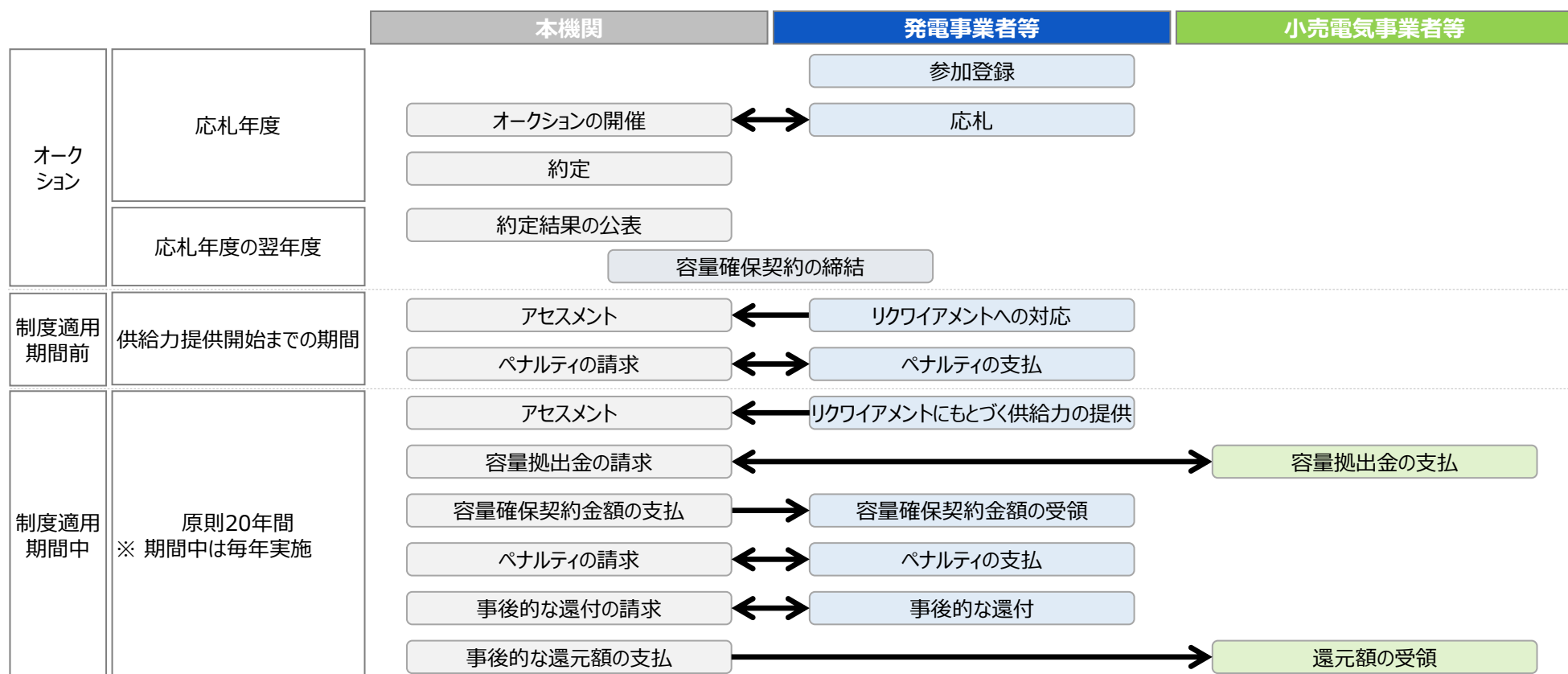
【マルチプライス方式における約定イメージ】



- 足下の約1.2億kWの化石電源を全て脱炭素電源に置き換えていくとすると、年平均で600万kW程度の導入が必要ですが、今後のイノベーションにより効率的に導入する可能性があること等を踏まえ、本オークションの初期段階における募集量は、スモールスタートで進めております。
- なお、一部電源種では個別に募集量や募集上限を設けます。

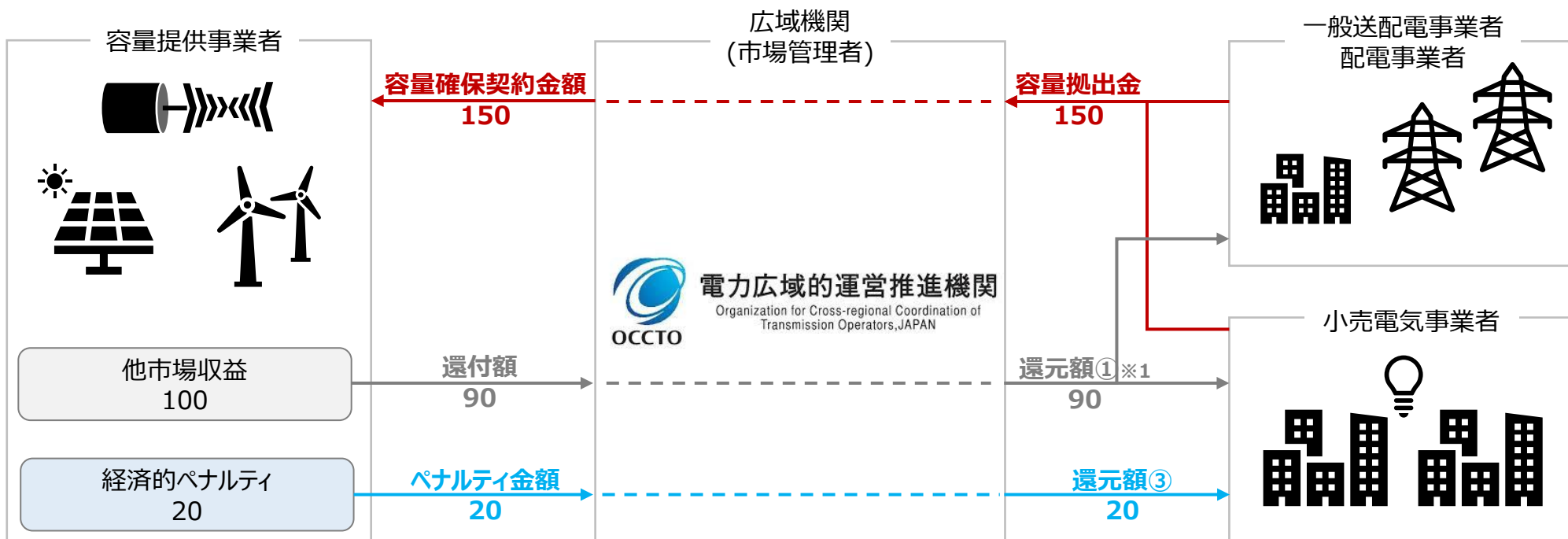


- オークションで落札した、発電事業者等は容量確保契約を締結の上、制度適用期間前及び期間中に、必要なリクワイアメントへの対応を行い、供給力を提供することで、リクワイアメントの達成/未達成状況に応じた容量確保契約金額の受領又はペナルティの支払を行います。
- 小売電気事業者等は、容量確保契約金額の原資である容量拠出金を支払います。



- 本機関は小売電気事業者等に容量拠出金を請求し、それを原資に容量提供事業者へ容量確保契約金額を支払います。
- 本機関は容量提供事業者からの他市場収益の還付額を小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者に、経済的ペナルティ金額を小売電気事業者に還元します。

容量確保契約金額を150、他市場収益を100、経済的ペナルティを20とした場合



3 発電事業者等が長期脱炭素電源オークションへ参加する仕組み

- 3－1 長期脱炭素電源オークションへの参加登録資格
- 3－2 長期脱炭素電源オークションの対象電源
- 3－3 募集量
- 3－4 参加対象電源等の条件
- 3－5 応札価格の考え方
- 3－6 応札容量の考え方
- 3－7 長期脱炭素電源オークションでのリクワイアメント
- 3－8 容量提供事業者の収入
- 3－9 他市場収益の還付割合
- 3－10 容量確保契約金額の受取・還付のタイミング

■ 本オークションの参加登録が可能な事業者は以下のとおりです。

【参加登録が可能な事業者】

下記の①及び②を満たす者を、参加登録が可能な事業者とみなします。

①	電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者※1※2
②	国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）※3

※1 参加登録の時点で、発電事業者の届出が完了している必要はない。落札後に発電事業者の届出を実施すること

※2 必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電源の維持・運用業務について一義的な責任及び権限を有していれば該当する。
なお、一義的な責任及び権限を有する者が複数存在する場合は、その中で代表者を決めて、代表者が応札すること

※3 落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限り）を含む。コンソーシアムの場合は代表企業が応札すること

- 本制度は巨額の初期投資に対して長期的な収入の予見可能性を付与するものであり、巨額の初期投資を伴うことが想定され、かつ、需給上の影響が大きい一定規模以上の次の電源が対象です。

脱炭素電源の新設・リプレイス等

- CO₂の排出防止対策が講じられていない火力発電所（石炭・LNG・石油）を除いた、太陽光・風力などを含む全ての発電所・蓄電池の新設・リプレイス等が対象
 - 一定の基準を満たすバイオマスや合成メタンなど、発電時にCO₂を排出するものの、発電前に温室効果ガスの削減に寄与する燃料を利用する電源を含む
 - FIT/FIP制度による支援を受けている電源を除く。太陽光・風力などの発電所は、本オークションとFIT/FIP制度のいずれに参加するかを事業者の裁量で選ぶことができる

脱炭素化に資する既設火力の改修

- 既設の火力発電所を脱炭素化のための改修が対象
（新たに脱炭素化されるkW分が対象。混焼の場合、将来的な電源全体の脱炭素化が必要）
 - 「新設」よりも投資額も少なく、社会的費用の最小化につながるころ、本制度措置の中で他の脱炭素電源と競争を行いながら導入していくことが国民負担の最小化を図ることにつながると思われる

将来的な脱炭素化を前提とした、LNG専焼火力の新設・リプレイス

- 将来の需給バランスの動向や脱炭素技術の進展の不確実性を踏まえ、将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレイスが対象
 - 比較的CO₂排出量が少なく調整力としても期待できるLNG専焼火力のみを対象
 - 供給力提供開始から10年後までの間に脱炭素化に向けた対応を開始し、2050年までに脱炭素化することを条件として対象

- 本オークション（応札年度：2026年度）には、今後公表される募集要綱にて電源種ごとに定められた諸条件を満たす電源のみ参加対象となります。
- 募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除きます。

対象	電源種別	燃料又は 発電方式	専焼/混焼	新設・リプレイス等/改修	本オークションに参加可能な 設備容量（送電端） [万kW以上]	電源等区分
脱炭素電源	太陽光	—	—	新設・リプレイス	10	変動電源
	風力	陸上風力、洋上風力	—	新設・リプレイス	10	変動電源
	蓄電池	—	—	新設・リプレイス	3※2	安定電源
	長期エネルギー 貯蔵システム	—	—	新設・リプレイス		
	水力	揚水	—	新設・リプレイス・既設の大規模改修※1		
		一般(貯水池式)	—	新設・リプレイス	3	安定電源 変動電源
		一般(調整池式)	—			
		一般(流込式)※3	—			
	地熱	—	—	新設・リプレイス	10	安定電源
	原子力	—	—	新設・リプレイス・ 既設の安全対策投資※4	10	安定電源
	火力	水素※5	専焼	新設・リプレイス/改修	10（新設・リプレイス） 5（改修）	安定電源
			混焼			
		アンモニア※5	専焼	新設・リプレイス/改修	5	
			混焼	改修		
		CCS※6	—	改修	5	
		バイオマス	専焼	新設・リプレイス/改修	10	
LNG専焼火力	火力	LNG火力	専焼	新設・リプレイス	10	安定電源

※1「オーバーホール（水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」が該当 ※2 本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1日1回以上連続6時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの ※3 貯水池式・調整池式においても安定的に供給力を提供できないものは、変動電源として参加可能 ※4 2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資を対象 ※5 水素・アンモニアの燃料種については、CI値(Carbon Intensity：炭素集約度)が、3.4kg-CO₂e/kg-H₂以下となる低炭素水素、0.87kg-CO₂e/kg-NH₃以下となる低炭素アンモニアを対象 ※6 年間CO₂発生量に対する年間CO₂回収量を敷地条件による設備の設置制約の範囲内で最大限増加（ただし、20%以上増加を最低限とする。）させる電源のみを対象

- 一般的に長期エネルギー貯蔵システムは機械式・蓄熱式・化学式・電気化学式に分類されます。
- 本オークションにおける蓄電池、揚水及び長期エネルギー貯蔵システムの定義は以下とします。
 - 蓄電池：電気化学式に分類されるもの
 - 揚水：機械式に分類され、そのうち水力を活用してエネルギーを貯蔵するもの
 - 長期エネルギー貯蔵システム：機械式（揚水除く）・蓄熱式・化学式に分類されるもの

■ 長期エネルギー貯蔵システムの分類（2025年2月26日 第100回制度検討作業部会 より引用・修正）

長期エネルギー貯蔵システムの分類と調査範囲

分類	概要	例	本オークション での定義	応札に向けた留意点
機械式	位置エネルギーや運動エネルギーにて貯蔵するシステムを示す。例えば、外部から調達した電気エネルギーにより重量物を持ち上げて位置エネルギーとして貯蔵し、必要な時に落下させることで電気エネルギーに変換するという機構となる。	・ 揚水 ・ 重力蓄電 ・ CAES^{注1}、LAES^{注2} ・ CO₂バッテリー	揚水	✓ 機械式・蓄熱式・化学式などの分類ごとの応札は不要で、長期エネルギー貯蔵システムとして応札すること
蓄熱式	熱エネルギーにて貯蔵するシステムを示す。例えば、固体媒体等の蓄熱材の熱容量を利用して熱エネルギーを貯蔵し、この熱を使用してタービンを駆動して電力を生成する機構となる。	・ 岩石蓄熱 ・ PTES^{注3}	長期エネルギー貯蔵システム	✓ LIB又はLIB以外として応札すること ✓ 本オークション（応札年度：2026年度）では、LIBとLIB以外を組み合わせること、又は複数のメーカーのLIBを組み合わせることにより、1電源（ユニット、号機）とする場合は、本制度の対象として認めない
化学式	化学結合の形成を通じて電気を貯蔵するシステムを示す。例えば、電気でガスを製造し、高压タンク等に貯蔵し、ガスを電気に変換する機構となる。	・ PtGtP^{注4}		
電気化学式	電気化学反応を利用してエネルギーを貯蔵・放出するシステムを示す。小容量のものから大容量のものまで幅広く実用化されている。	・ LIB ・ レドックスフロー電池	蓄電池	

注1：圧縮空気貯蔵システム 注2：液化空気貯蔵システム 注3：ヒートポンプ技術を使った蓄熱蓄電システム 注4：電気をガスに変換し、ガスを電気に変換するシステム

出所) LDES Council, "Net -zero power Long duration energy storage for a renewable grid", 閲覧日：2024年10月21日, <https://www.ldescouncil.com/assets/pdf/LDES-brochure-F3-HighRes.pdf> ,を基にMRI作成

- 本オークション(応札年度：2026年度)における脱炭素電源の募集量は500万kW※1になります。脱炭素電源の募集量500万kW※1のうち、脱炭素火力は50万kW※1※2※3、リチウムイオン蓄電池は40万kW※1※3、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池は40万kW※1※3、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システムは合計で40万kW※1※3、既設の原子力電源の安全対策投資は150万kW※1、洋上風力は50万kW※1※3を募集量の上限とします。
- LNG専焼火力の新設・リプレースの募集量は600万kW※1になります。

2026年度 脱炭素電源の 募集量

脱炭素火力	リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池	揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム	既設の原子力の安全対策投資	洋上風力
募集上限 50万kW	募集上限 40万kW	募集上限 40万kW	募集上限 40万kW	募集上限 150万kW	募集上限 50万kW

✓ 認定付きリチウムイオン蓄電池※4は、認定付きではないリチウムイオン蓄電池※5に対して優先的に落札されます。

✓ 日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の落札容量は、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の全ての落札容量の30%未満とします。

2026年度 LNG専焼火力の 募集量

募集量
600万kW

500万 600万 kW

※1 応札容量ベース ※2 脱炭素火力は新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力を指し、募集上限は新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計。 ※3 募集上限を跨ぐ電源を超えて落札されることはない ※4 経済安全保障推進法に基づく供給確保計画の認定を受けているメーカー(当該メーカーが株式・持分50%超の支配力を持つ国内外の子会社・孫会社を含む)が製造するセルを使用する蓄電池。なお、「認定を受けているメーカーが製造するセル」とは、当該メーカーが、自ら保有する製造拠点で製造したセルに限り、第三者への委託等により当該メーカーが自ら保有する製造拠点以外で製造したセル(OEMを含む。)は、これに該当しない。経済安全保障推進法に基づく供給確保計画の認定に関する情報は、経済産業省のウェブサイト(蓄電池(METI/経済産業省))を参照 ※5 経済安全保障推進法に基づく供給確保計画の認定を受けていないメーカーが製造するセルを使用する蓄電池

■ 本オークションの対象となる電源であっても、以下のケースに該当する電源は参加できません。

- ・ 既に容量オークション（メインオークション・追加オークション・本オークション）で落札されている電源（電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も不可。）※1
- ・ FIT/FIP制度を適用する電源※2
- ・ 本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札で落札した電源
- ・ 専ら自家消費のみに供される電源※3
- ・ 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源※3
- ・ 専ら特定送配電事業者が利用する電源※3
- ・ 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約がない電源

※1 ただし、以下に該当する場合は参加が可能

- ・ 既設の火力電源について、脱炭素化のための改修を前提とせず、メインオークション・追加オークションにおいて落札した後に、脱炭素化に向けた改修を行う場合（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含む。）
- ・ 本オークションで落札した新設・リプレースの火力電源（水素混焼又はLNG専焼）が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合
- ・ 本オークションに落札した既設改修の火力電源が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合

※2 ただし、以下に該当する場合は参加が可能

- ・ FIT/FIPの適用対象以外の供給力がある電源は、当該FIT/FIPの適用対象以外の供給力をもって、本オークションに応札をする場合
- ・ 海洋再生エネルギー整備法に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンドのうち、プレミアム発生の可能性を完全に排除するために、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更し、本オークションの参加登録までに、FIP制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄した場合

※3 自家消費、自己託送及び特定供給、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能

- 本オークションは、初期投資額を含む固定費水準の投資回収の予見性を確保するものであり、資本費、運転維持費、資本コストから応札価格（円/kW/年）を参加者が設定します※1。
- 応札価格の詳細については、長期脱炭素電源オークションガイドライン及び電力・ガス取引監視等委員会の公表情報を参照してください。

算定式

応札価格は、次の算定式の金額以下とする

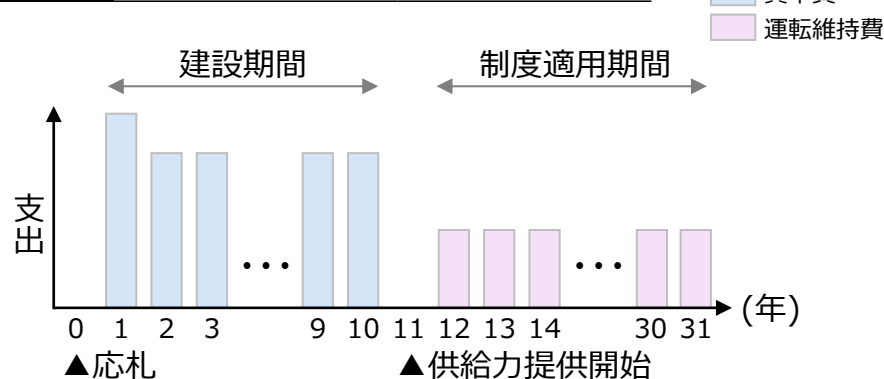
$$\left(\text{応札価格に織り込み可能なコスト(円/年)} - \text{応札時の他市場収益(全電源一律0円)} \right) \div \text{応札容量(kW)} \times 2$$

応札価格に織り込み可能なコスト

織り込み可能なコスト項目の支出総額を制度適用期間の年数で除した年平均コスト

資本費	建設費※3,4
	系統接続費※3
	廃棄費用※3
運転維持費	固定資産税※5
	人件費※5
	修繕費※5
	発電側課金
	事業税
	可変費※6
	その他コスト(委託費・消耗品費等)※5
資本コスト	

応札価格に織り込み可能なコストに係る支出イメージ※7



水素、アンモニアの燃料費のうち、LNG・石炭の燃料代との価格差部分に限定し、発電所の設備利用率4割分まで。CCSの可変費のうち、発電所の設備利用率4割分まで

※1 オークションを通じて国民負担の最小化を図るために、電源種ごとに上限価格を設定するとともに、応札価格については、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる ※2 期待容量（本機関が公表する調整係数を用いて算出）を上限として事業者が設定する容量 ※3 制度適用期間の年数で割った金額 ※4 試運転により発生する燃料の費用のうち、水素・アンモニアとLNG・石炭の差額、及びCCSの可変費も含む ※5 制度適用期間において生じる見込みの総額を制度適用期間の年数で割った金額 ※6 水素・アンモニアを燃料として用いる電源及びCCS付き火力について、落札電源の決定に可変費の一部を補正した応札価格を用いる ※7 資本費、運転維持費以外に、供給力提供開始期限を基に設定されたWACCを応札価格に織り込み可能

- 脱炭素火力のうち、水素・アンモニア専焼、水素・アンモニア混焼、CCS付火力は、落札電源の決定に用いる応札価格に限り、補正後の応札価格を用います。

- 補正後の応札価格は、資本費、運転維持費、資本コストに加え、「制度適用期間にわたって調達国のCPIで自動補正する費用項目※1について、制度適用期間にわたって過去10年の平均CPI※2が継続したと仮定して補正した可変費」の合計とします。

※1 CCS付火力については、貯留方法が海外貯留の場合、「輸送費用のうちのOPEX」と「貯留費用のうちのOPEX」

※2 CCS付火力については、米国生産者物価指数と貯留対象国の企業物価指数

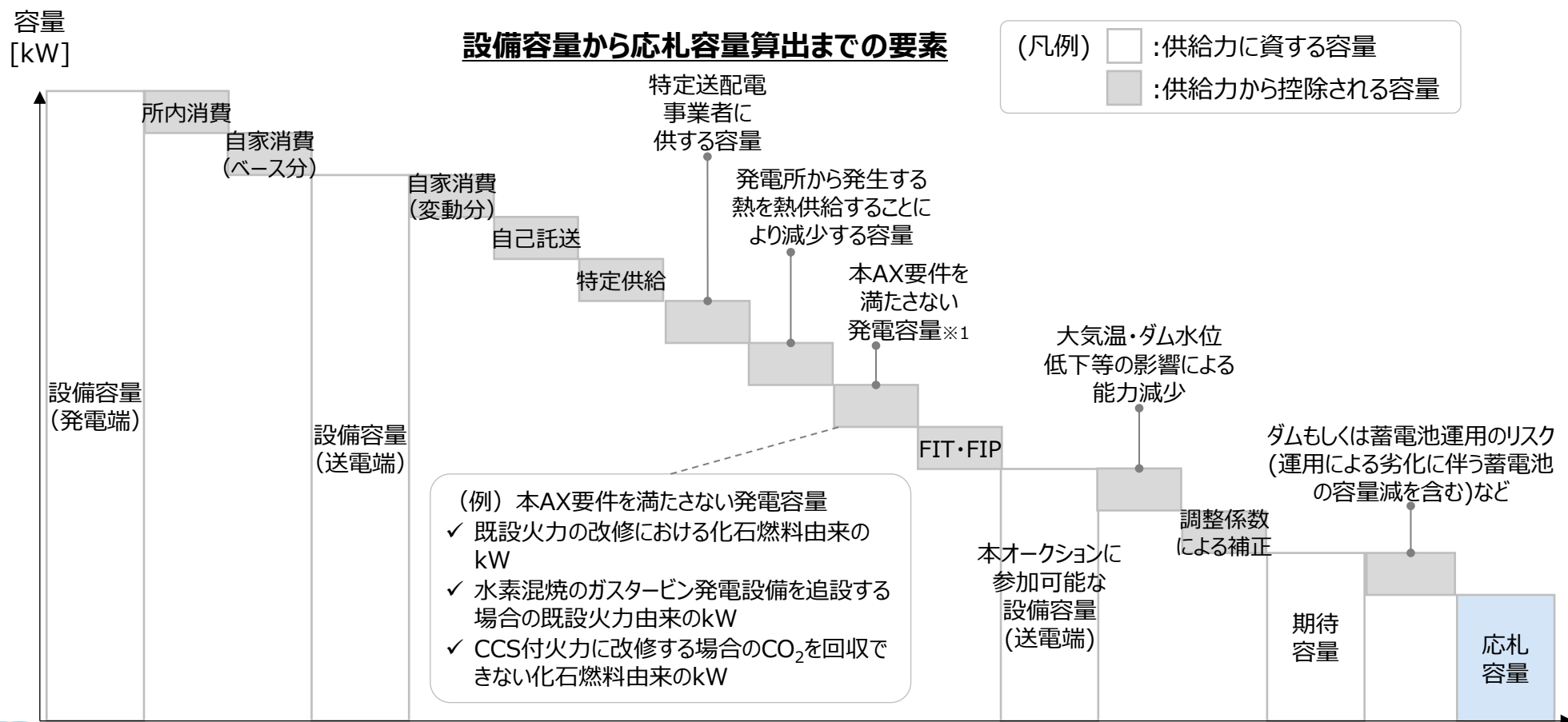
脱炭素火力の落札電源決定時における応札価格の補正方法

例：水素・アンモニアを燃料として用いる電源で、自動補正の方法として天然ガスエスカル補正を選択している場合

$$\begin{array}{l}
 \text{応札価格 } A = \text{資本費} + \text{運転維持費} + \text{資本コスト } B + \text{天然ガス燃料費 } D + \text{水素・アンモニアの製造・輸送費 } E - \text{LNG・石炭の燃料費 } F \\
 \text{補正後の応札価格 } A' = \text{資本費} + \text{運転維持費} + \text{資本コスト } B + \frac{\{D + (E \text{のうちOPEX})\} \times \{(1+r) + (1+r)^2 + \dots + (1+r)^s\}}{s} + E \text{のうちCAPEX} - F
 \end{array}$$

r : 調達国の消費者物価指数の上昇率の過去10年平均と日本の消費者物価指数の上昇率の過去10年平均の差
s : 制度適用期間の年数

- 応札容量は設備容量（発電端）より、供給力から控除される所内消費等の容量を差し引いて算出された期待容量を最大値とし、制度適用期間にわたって提供可能な容量を1kW単位で参加者が設定します。



- 本機関は、容量提供事業者と本オークションで落札された応札単位ごとの電源等について容量確保契約を締結し、供給力を提供するための義務（リクワイアメント）に基づき、リクワイアメント未達成の場合には、経済的ペナルティを科します。本オークションでは、電源の新設・リプレース等及び改修に係る供給力の提供開始期限や、脱炭素電源に係る項目がメインオークションから追加されます。

適用時期	リクワイアメント 青字：本オークション特有 黒字：メインオークションと共通		対象となる電源等区分		適用タイミング	
			安定電源	変動電源	平常時	低予備率 アセスメント 対象コマ※3
制度適用 期間前※1	供給力提供開始時期	容量提供事業者自身が電源等情報に登録した供給力提供開始時期（予定年度）を遵守すること	○	○	—	—
	供給力提供開始期限	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力を提供開始すること	○	○	—	—
対象 実需給 年度前 ※2	容量停止計画の調整	対象実需給年度の2年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること	○	○	—	—
	契約の締結	安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること。余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること。なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること	○	—	—	—
対象 実需給 年度 ※2	供給力の維持	契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること	○	○	○	○
	発電余力の 卸電力取引所等への入札	容量停止計画※4が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること	○	—	○	○
	電気の供給指示への対応	容量停止計画※4を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること	○	—	—	○
	脱炭素燃料の混焼率の 達成	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）は、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率を達成すること※5	○	—	○	○
	年間CO ₂ 貯蔵率の達成	既設火力をCCS付火力に改修する電源は、契約容量の発電に伴うCO ₂ 発生量に対するCO ₂ 貯蔵量の割合（CO ₂ 貯蔵率）が、年間最低CO ₂ 貯蔵率を達成すること	○	—	○	○
その他	年間設備利用率の達成	電源種別、発電方式に応じた年間設備利用率の基準値を達成すること	—	○	○	○
	脱炭素化ロードマップの遵守	専燃化に向けた追加投資をロードマップを遵守し実施すること	○	—	○	○
		2050年度中にバイオマス燃料の専焼化が実現していること	○	—	○	○

※1 制度適用期間：供給力提供開始日が属する年度の翌年度から算定される容量確保契約金額を容量収入として得る期間 ※2 対象実需給年度：制度適用期間のうちの特定の1年度（4月1日から翌年3月31日） ※3 前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ ※4 出力抑制に伴う停止計画は除く ※5 応札年度が2026年度以降の水素・アンモニアを燃料とする電源の場合は、水素社会推進法に基づくCI値の要件を満たした水素・アンモニアで発電した混焼率を達成すること

- 電源種ごとに供給力提供開始期限が設定されています。なお、供給力提供開始期限の起算日は契約締結日とします。

電源種ごとの供給力提供開始期限

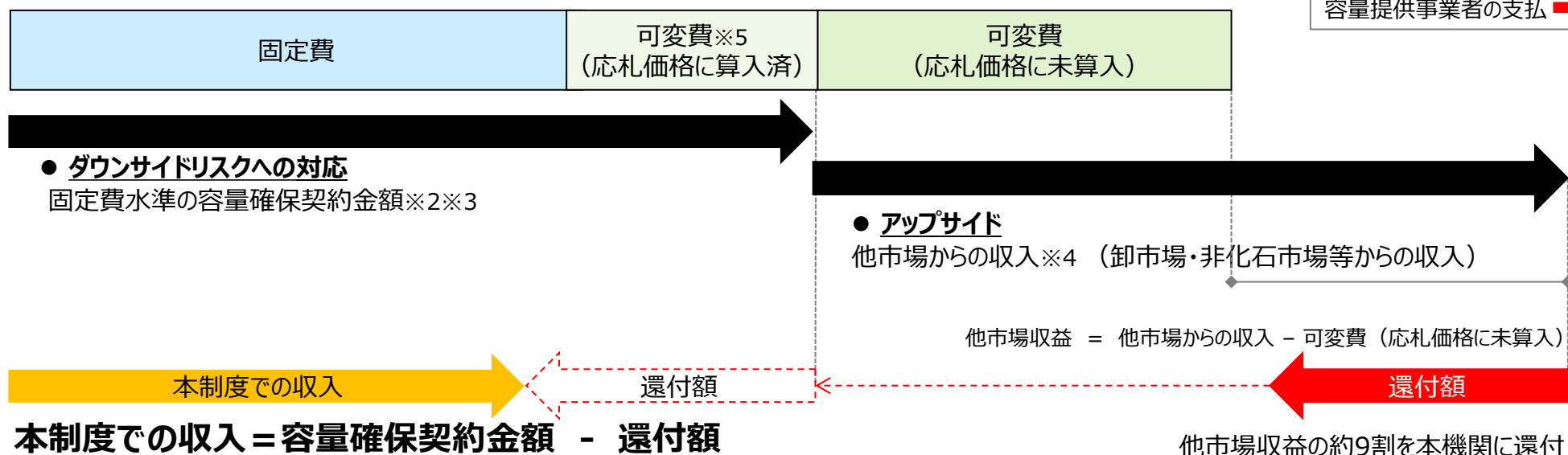
電源種	供給力提供開始期限※1※2※3
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力（揚水式を含む）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼、水素混焼のLNG、 水素専焼、アンモニア専焼、既設火力の 改修（水素・アンモニア混焼・専焼、 バイオマス専焼、CCS付火力）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）後の日が属する年度の末日
蓄電池	4年後の日が属する年度の末日
長期エネルギー貯蔵システム	【応札年度:2026年度】 7年後の日が属する年度の末日 【応札年度:2025年度】 4年後の日が属する年度の末日
LNG専焼火力	【応札年度:2026年度】 11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日 【応札年度:2024～2025年度】 8年後の日が属する年度の末日 【応札年度:2023年度】 6年後の日が属する年度の末日

- 本機関は、リクワイアメントの達成状況に応じて容量提供事業者に容量確保契約金額を支払います。
- 事業者のダウンサイドリスクへの対応（容量確保契約金額）以外のアップサイド（他市場からの収入）においては電源の稼働インセンティブに配慮しつつ国民負担を軽減させる方向性から、他市場収益の約9割の金額を還付※1いただきます。
- なお、対象実需給年度における他市場収益がマイナスとなる場合、当該マイナスの金額は翌年度以降の他市場収益から減じ、その後の金額を翌年度の他市場収益とします。

【容量提供事業者の収入イメージ】

凡例

容量提供事業者の収入 →
容量提供事業者の支払 →



※1 容量提供事業者とは異なる事業者が、契約電源を用いて他市場収益を得た場合、容量提供事業者が当該収益の一部を事後的に納付する

※2 物価・金利変動分の補正等により容量確保契約金額が変動する可能性がある

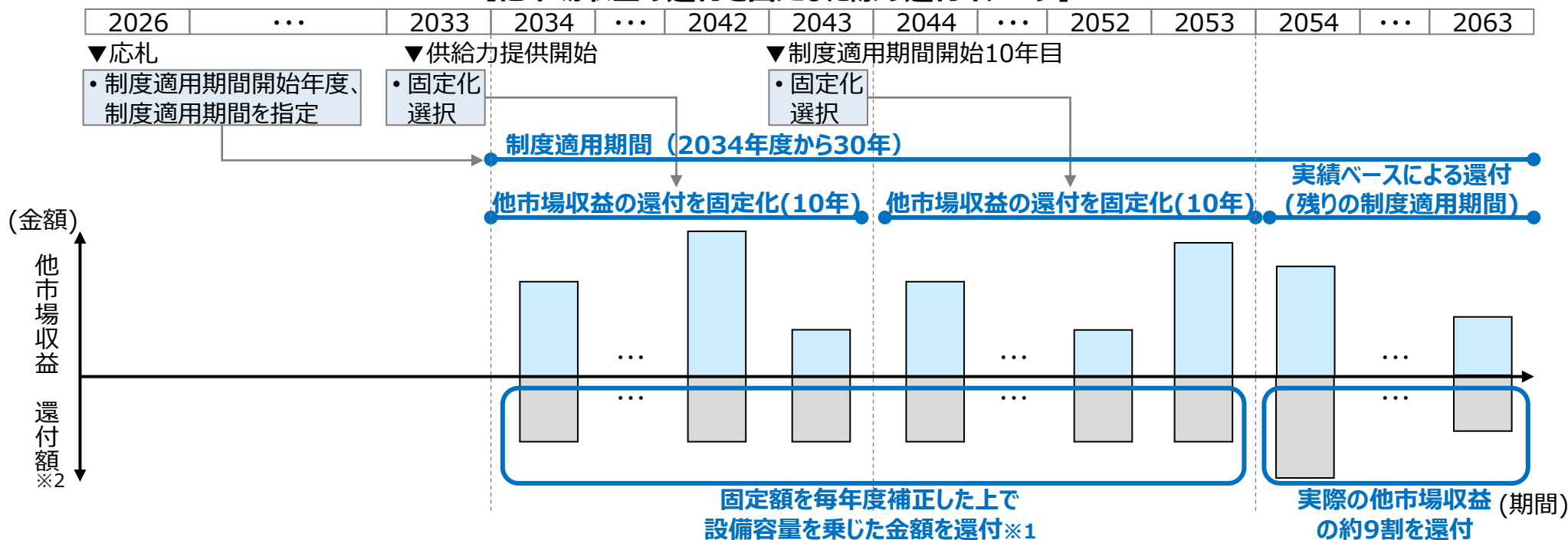
※3 容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量

※4 応札価格に算入した設備や物品等を利用して、「kWh収入」、「ΔkW収入」や「非化石価値収入」以外の収入（LNGタンクを第三者に利用させて得た収入、燃料を転売して得た収入など。）を得る場合を含む

※5 水素、アンモニア、CCS付火力の可変費は、LNG・石炭の燃料代との価格差分に限定し、かつ発電所の設備利用率4割分まで応札価格に算入可能

- LNG専焼火力は、他市場収益の還付方法について「還付の固定化※1」、または「他市場収益の約9割を還付する実績ベースによる還付」のいずれかを供給力提供開始年度に選択することができます
(予定。今後、国の審議会において検討が継続される)。
- 還付を固定化する期間は制度適用期間開始年度から20年間を上限とします。制度適用期間が20年よりも長期の電源は、残りの制度適用期間における他市場収益は約9割を還付していただきます。
- 供給力提供開始年度に還付の固定化を選択したLNG専焼火力に限り、制度適用期間開始年度から9年後に再度他市場収益の還付方法の選択が可能です。

【他市場収益の還付を固定した際の還付イメージ】



※1 還付額は、8,000円/kW/年（還付水準について、妥当性含め、今後、国の審議会において検討が継続される）を消費者物価指数（コアCPI、年平均値）によって毎年度補正した上で、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）を乗じたものとする

※2 実際のお市場収益の還付は、当該年度の翌年度に1回実施する

- 市場価格が高いときに運転を行ったり、より安い価格で燃料調達を行ったりするような容量提供事業者の合理的・効率的なオペレーションを推進するために、還付割合を3段階に分けています。
- 容量収入として資本コスト分が得られることを踏まえ、領域(A)は95%、メインオークションに落札した場合よりも本制度での収入が少なくなる領域(B)は85%、その間の領域(C)は90%の還付となります。

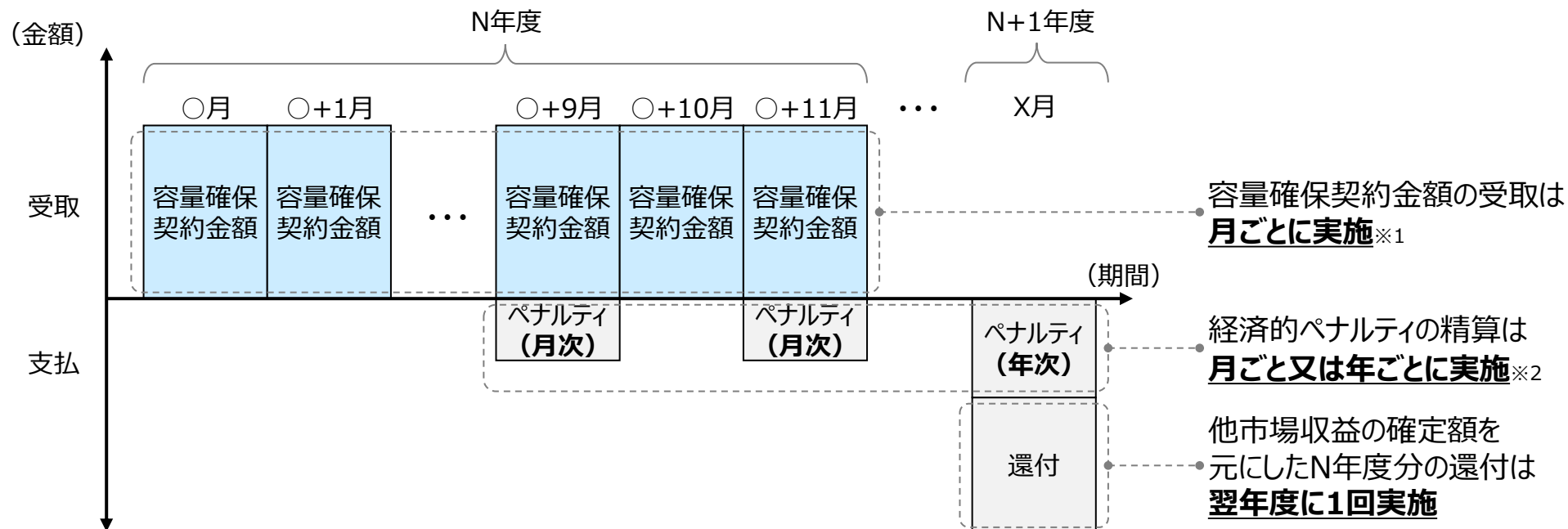
	インプット情報			インプット情報にもとづく 他市場収益の還付に係る算定方法 (①～③: インプット情報より導かれる金額) (①～③: 他市場収益の発生ケース)		
	当該事業者との 本オークションに係る 容量確保契約	対象実需給年度 の容量市場 メインオークション	当該事業者の ※1 対象実需給年度の 他市場に係る情報			
還付割合の算定方法	容量確保契約金額 資本コスト 契約容量 ×	メインオークション 価格 (対象電源が 立地するエリアプライス)		② 実績収入(当該年度の容量確保契約金額) ※2 ① 資本コスト 1. ① 以下として 範囲(A)を決定 2. ②と①の差額を 超える部分として 範囲(B)を決定 3. ②に対し、①と②の間として 範囲(C)を決定 (B)還付割合 85% (C)還付割合 90% (A)還付割合 95%		
還付の算定方法			他市場から - 可変費(応札価格に未算入) の収入	① 他市場収益 95%還付 ①×95% ② 他市場収益 90%還付 (②-①)×90% 95%還付 ①×95% ③ 他市場収益 85%還付 (③-(②-①))×85% 90%還付 (③-①-②)×90% 95%還付 ①×95%		

※1 実際の他市場収入の算定方法と算定根拠及び実際の可変費の算定方法と算定根拠は、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる

※2 容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量

- 容量提供事業者は、メインオークションと同様に、容量確保契約金額を月ごとに受け取ります。また、容量提供事業者の他市場収益の確定額を元に、事後的な還付額を翌年度に1回支払います。

【N年度分の容量提供事業者の容量確保契約金額の受取、ペナルティ精算、還付のタイミングイメージ】



4 小売電気事業者等が容量拠出金を負担する仕組み

- 4－1 小売電気事業者等と容量拠出金の関係
- 4－2 容量拠出金の算定方法
- 4－3 容量拠出金の還元の考え方
- 4－4 容量拠出金の支払い・還元のスケジュール

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者等にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

（電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ（平成30年7月）より抜粋）

電気事業法

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用上の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

（容量拠出金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

- 本オークションの容量拋出金は、以下の手順により、全国の容量拋出金からエリアごとの拋出金を算定し、各エリアで事業者間の配分比率を用いた配分が行われます。

① エリア別の容量拋出金額の算定

- 全国の容量拋出金の総額※1をエリア別のH3需要※2比率に応じて、各エリアに配分します。

※1 当該年度に本オークションの適用が開始している電源等の落札価格、落札容量を基に算定

※2 当該年度の4年前に行われる当該年度向けのメインオークションで用いるH3需要

② 一般送配電事業者・配電事業者（一送等）の負担総額と請求額の算定

- エリアに配分された容量拋出金に、メインオークション落札時点における当該年度の一送等の負担割合※3を乗じることによって、エリアごとの一送等の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各一送等の配分比率※4に応じて毎月の請求額を算定します。

※3 メインオークションのエリアの一送等の負担総額※5÷メインオークションのエリアの負担総額※6

※4 当該年度の4年前に行われる当該年度向けのメインオークションで用いるH3需要に占める事業者ごとの比率

※5 エリアのメインオークションの約定価格×メインオークションで用いるH3需要×一定割合

※6 経過措置（小売電気事業者の急激な負担を緩和する観点から、所定の電源の容量確保契約金額に対して控除率を設定して支払額をする措置。控除率は段階的に減少させる）を考慮する前

③ 小売電気事業者の負担総額の算定

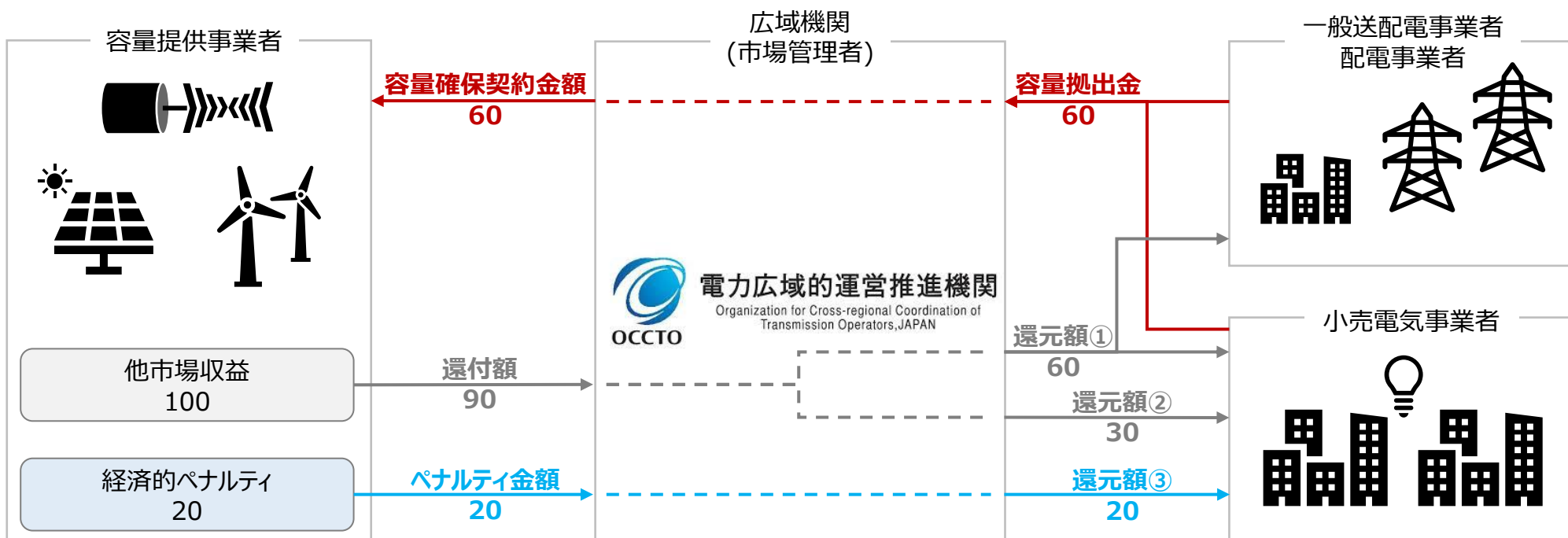
- 当該エリアの拋出金の総額から一送等の負担総額を減算することで、エリアごとの小売電気事業者の負担総額を算定します。

④ 各小売電気事業者への請求額の算定

- エリアごとの小売電気事業者の拋出金の負担総額を12等分し、小売電気事業者各社の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。
- ただし、配分比率は、前年度の年間(夏季/冬季)のピーク時の電力(kW)の構成比を基礎とし、当該年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味（年間ピークの託送契約電力からの変化率に基づいて補正）します。

- 容量提供事業者からの「還付額」のうち、「容量確保契約金額」までは小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者に対して還元し、それを超える部分は小売電気事業者のみに還元します。
- 容量提供事業者からの経済的ペナルティは、小売電気事業者のみに還元します。

容量確保契約金額を60、他市場収益を100、経済的ペナルティを20とした場合



還元① 容量確保契約金額(60)までの還付額(60)は小売電気事業者・一般送配電事業者・配電事業者へ還元

還元② 容量確保契約金額(60)を超える還付額(30)は小売電気事業者のみに還元

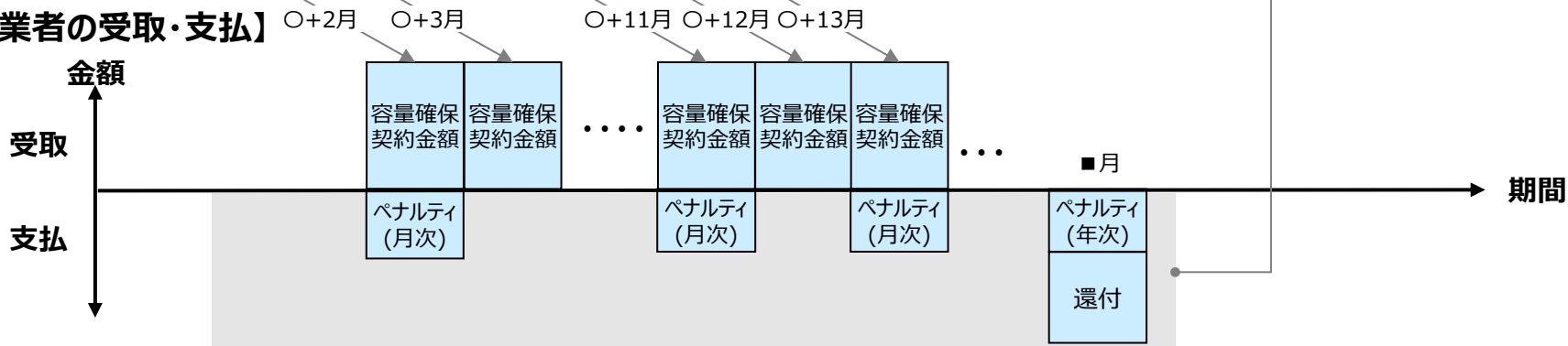
- 容量拠出金の月ごとの支払い※1を通じて、支払いの翌々月に容量確保契約金額として交付します。
- 容量確保契約金額に対して発生した経済的ペナルティや他市場収益の還付は、翌年度に1回容量拠出金へ還元し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金のそれぞれの総額を一致させます。

N年度分の容量拠出金の支払・還元のタイミングイメージ

【小売電気事業者等の支払・還元】



【容量提供事業者の受取・支払】

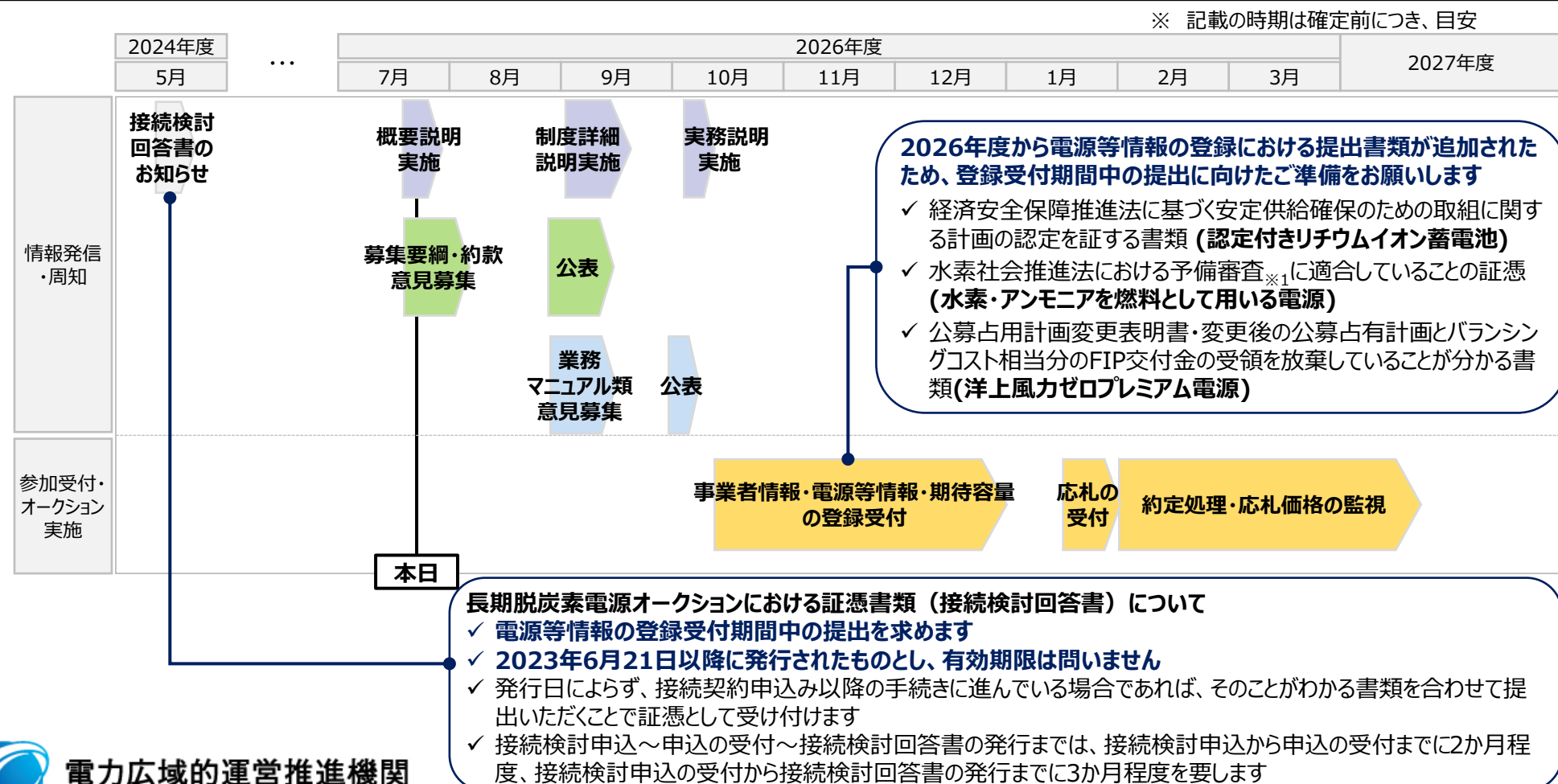


※1 小売電気事業者等が費用支払に応じなかった場合、本機関の定款または業務規程に基づき、本機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導又は勧告若しくは制裁が行われる。それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討される。

5 その他

- 5－1 長期脱炭素電源オークションに関する今後のスケジュール
- 5－2 2025年度からの主な変更・更新事項
- 5－3 長期脱炭素電源オークションとメインオークションの主な違い
- 5－4 お知らせ

- 本オークションの応募方法やリクワイアメント等の詳細については、今後、募集要綱・約款案の公表や意見募集を行いながら、事業者向け説明等を通じて周知を行っていくことを予定しています。
- それぞれの詳細な日程については、確定次第ご案内していきます。



- 本制度で導入される蓄電池について、資源エネルギー庁が実施している蓄電池の導入支援事業（補助金）と整合性のあるかたちで、事業規律の確保を求めます。
- 蓄電池に係る事業計画及び添付資料はすべて電源等情報の登録受付期間中に提出を求めます。
- また、新たに「経済安全保障推進法に基づく安定供給確保のための取組に関する計画の認定有無」を審査対象としており、認定有として登録する場合は供給確保計画の認定を証する書類の提出が必要となります。
- 蓄電池に係る事業計画に関するご相談は、資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口へご連絡ください。

蓄電池に係る事業計画

本オークション（応札年度：2026年度）における2025年度からの運用変更点

[illegible]

「導入予定の蓄電池のメーカー・型番」の審査項目及び「安全設計」の添付資料の追加

- 2026年度から「経済安全保障推進法に基づく安定供給確保のための取組に関する計画の認定有無」を審査対象とし、認定有無の申告を求めます
- 認定有として登録する場合は供給確保計画の認定を証する書類を添付資料4として電源等情報登録受付中に提出を求めます

「地元調整の状況」の審査項目の追加

- 2026年度から地元調整の状況において「土地の地権者の有無」「近隣住民の有無」「近隣事業者の有無」「立地市町村の企業立地を担当する部署」の申告を求めます

■ 電力安定供給WGなどでの検討をふまえ、2025年度からの主な変更・更新事項を整理しております。

変更・更新事項	変更・更新内容	参照元
募集電源	募集量・募集上限の更新 - 脱炭素電源の募集量は500万kW、LNG専焼火力の募集量は600万kWとなる - 募集上限は以下のとおりに変更となる ✓ 脱炭素火力(水素・アンモニア専焼、水素・アンモニア混焼、CCS付火力)：50万kW ✓ 既設の原子力電源の安全対策投資：150万kW ✓ リチウムイオン蓄電池：40万kW ✓ リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池：40万kW ✓ 揚水式水力、長期エネルギー貯蔵システム：合計で40万kW ✓ 洋上風力：50万kW ※リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの落札容量は、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池すべての落札容量の30%未満とする - 脱炭素火力、リチウムイオン蓄電池、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム、洋上風力は募集上限を跨ぐ電源を超えて電源が落札されることはない	電力安定供給WG ➢ 第2回 ➢ 第4回
	制度適用期間の上限設定・変更 制度適用期間については、40年を上限として、30年の電源種は長期エネルギー貯蔵システム・水力（一般）・揚水（新設に限る）・原子力・LNG専焼火力、20年の電源種は再エネ（太陽光・風力・地熱・バイオマス）となる	制度検討作業部会 ➢ 第113回 電力安定供給WG ➢ 第3回 ➢ 第4回
電源等要件	電源等要件の追加・変更 - 水素・アンモニアの燃料種については、CI値（Carbon Intensity：炭素集約度）が、$3.4\text{kg-CO}_2\text{e/kg-H}_2$以下となる低炭素水素、$0.87\text{kg-CO}_2\text{e/kg-NH}_3$以下となる低炭素アンモニアが対象となる - CCS付火力におけるCO_2回収率の定義が、「年間CO_2発生量に対する年間CO_2回収量の割合」に変更となる - 海洋再エネ整備法に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンドにおける電源のうち、プレミアム発生の可能性を完全に排除するために、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更し、本オークションの参加登録までに、FIP制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄した電源（洋上風力ゼロプレミアム電源）は本オークションへの参加が可能となる	水素アンモニア小委 ➢ 第16回 制度検討作業部会 ➢ 第109回 電力安定供給WG ➢ 第1回
	供給力提供開始期限の変更 - 長期エネルギー貯蔵システム及びLNG専焼火力の供給力提供開始期限について、以下のとおりに変更となる ✓ 長期エネルギー貯蔵システム：7年後の日が属する年度の末日 ✓ LNG専焼火力：11年(法・条例アセス済・不要の場合：7年)後の日が属する年度の末日	電力安定供給WG ➢ 第2回

■ 電力安定供給WGなどでの検討をふまえ、2025年度からの主な変更・更新事項を整理しております。

変更・更新事項		変更・更新内容	参照元
上限価格	新たな上限価格の設定	- LNG専焼火力の上限価格について、LNG基地の整備が必要な電源と不要な電源で、それぞれ異なる価格が設定される ※ LNG基地の整備が必要な電源は、LNGタンク、栈橋、ローディングアーム等の全てを含むLNG基地を新たに整備する電源に限る	電力安定供給WG ➤ 第3回
	上限価格の変更	長期エネルギー貯蔵システム、水力（一般）、揚水（新設に限る）及び原子力の上限価格は、諸元のコストの1.5倍から2倍に変更となる	電力安定供給WG ➤ 第3回
参加登録	登録項目の追加	- 海洋再エネ整備法の公募案件のうち（第2・第3ラウンドのみ）、ゼロプレミアム案件に限り本オークションの対象として認める - LNG専焼火力について、LNG基地の整備の有無が追加された	制度検討作業部会 ➤ 第112回 ➤ 第113回 電力安定供給WG ➤ 第3回
応札価格	資本コストの要件変更	- 資本コストの計算に用いるWACCについて、供給力提供開始期限が5年未満の電源種は4.5%、5年以上10年未満の電源種は5.5%、10年以上の電源種は6.5%に変更となる - 落札価格の自動補正における「金利補正」の式で用いる応札年度2026年度のベースのWACCについては5.5%となる	電力安定供給WG ➤ 第3回
約定方法等	優先約定	蓄電池の供給確保計画について経済安保推進法の認定を受けているメーカー（当該メーカーが株式・持分50%超の支配力を持つ国内外の子会社・孫会社を含む）が製造するセルを使用するリチウムイオン蓄電池の電源は、優先的に落札される	制度検討作業部会 ➤ 第112回
	応札価格の費用補正方法の追加	- 脱炭素火力(水素・アンモニア専焼、水素・アンモニア混焼、CCS付火力)について、落札電源の決定に用いる応札価格に限り、補正後の応札価格を用いる ※ 補正後の応札価格は、応札価格に含まれる可変費のうち、制度適用期間にわたって調達国のCPIで自動補正する費用項目※1について、制度適用期間にわたって過去10年の平均CPI※2が継続したと仮定して算出する ※1 CCS付火力については、貯留方法が海外貯留の場合、「輸送費用のうちのOPEX」と「貯留費用のうちのOPEX」 ※2 CCS付火力については、米国生産者物価指数と貯留対象国の企業物価指数	制度検討作業部会 ➤ 第113回

■ 電力安定供給WGなどでの検討をふまえ、2025年度からの主な変更・更新事項を整理しております。

変更・更新事項		変更・更新内容	参照元
リク ア セ ペ ナ	リクアセの変更	- 水素・アンモニアを混焼する電源について、水素社会推進法に基づくCI値の要件を満たした水素・アンモニアで発電した混焼率を達成することを求める - 脱炭素化ロードマップにおける2050年の脱炭素化には、低炭素水素・低炭素アンモニアを用いた達成を求める	制度検討作業部会 ➤ 第113回
	調整不調電源のペナルティの扱い	調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額について、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額相当の経済的ペナルティを請求する	容量市場の在り方等に関する検討会 ➤ 第73回
費用 等	廃棄等費用の積立	- 本制度で導入される風力発電について、廃棄等費用を本機関に積立てることを求める - 海洋再エネ整備法に基づく公募案件は積立ての対象外とする	制度検討作業部会 ➤ 第113回
他 の 市 場 収 益	他市場収益の還付の選択	- LNG専焼火力について、供給力提供開始年度に実際の他市場収益の約9割の金額を還付する方法の「実績ベースによる還付」又は「還付の固定化」のいずれかを制度選択することができる（予定。今後、国の審議会において検討が継続される） - 還付の固定化を選択した際は、制度適用期間開始年度から9年後に再度他市場収益の還付方法の選択が可能 - 還付の固定化における8,000円/kW/年（還付水準について、妥当性含め、今後、国の審議会において検討が継続される）は、毎年度、消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で補正される	電力安定供給WG ➤ 第4回
契 約 等 の 変 更	市場退出の要件追加・ペナルティの特例条件の追加	脱炭素火力(水素・アンモニア専焼、水素・アンモニア混焼、CCS付火力)について、本オークションでの落札後8か月以内に、本オークション以外の需要も確保する前提で水素・アンモニア供給事業やCO₂輸送・貯蔵事業を想定していた際に、容量提供事業者以外に起因する事由で当該事業が中止となったことを理由に市場から退出する場合は、市場退出を認める要件に追加された。この事由により市場退出となった場合、経済的ペナルティを科さない	制度検討作業部会 ➤ 第113回

- 本オークション(応札年度：2026年度)では、水素・アンモニアの燃料種については、CI値^{※1}(Carbon Intensity：炭素集約度)が、 $3.4\text{kg-CO}_2\text{e/kg-H}_2$ 以下となる低炭素水素、 $0.87\text{kg-CO}_2\text{e/kg-NH}_3$ 以下となる低炭素アンモニアを対象とします。
- また、水素・アンモニアを燃料とする電源については、水素社会推進法に基づくCI値の要件を満たした水素・アンモニアで発電した混焼率を達成することを求めます。

水素社会推進法に基づく低炭素水素・低炭素アンモニアのCI値の要件

燃料種	バウンダリ	基準値設定の考え方	排出水準の基準値
水素	Well to Gate	化石燃料由来グレー水素から約7割削減	$3.4\text{kg-CO}_2\text{e/kg-H}_2$
アンモニア	Well to Gate	化石燃料由来グレー水素から約7割削減	$0.87\text{kg-CO}_2\text{e/kg-NH}_3$

低炭素水素・低炭素アンモニアにおける脱炭素燃料の混焼率の計算式

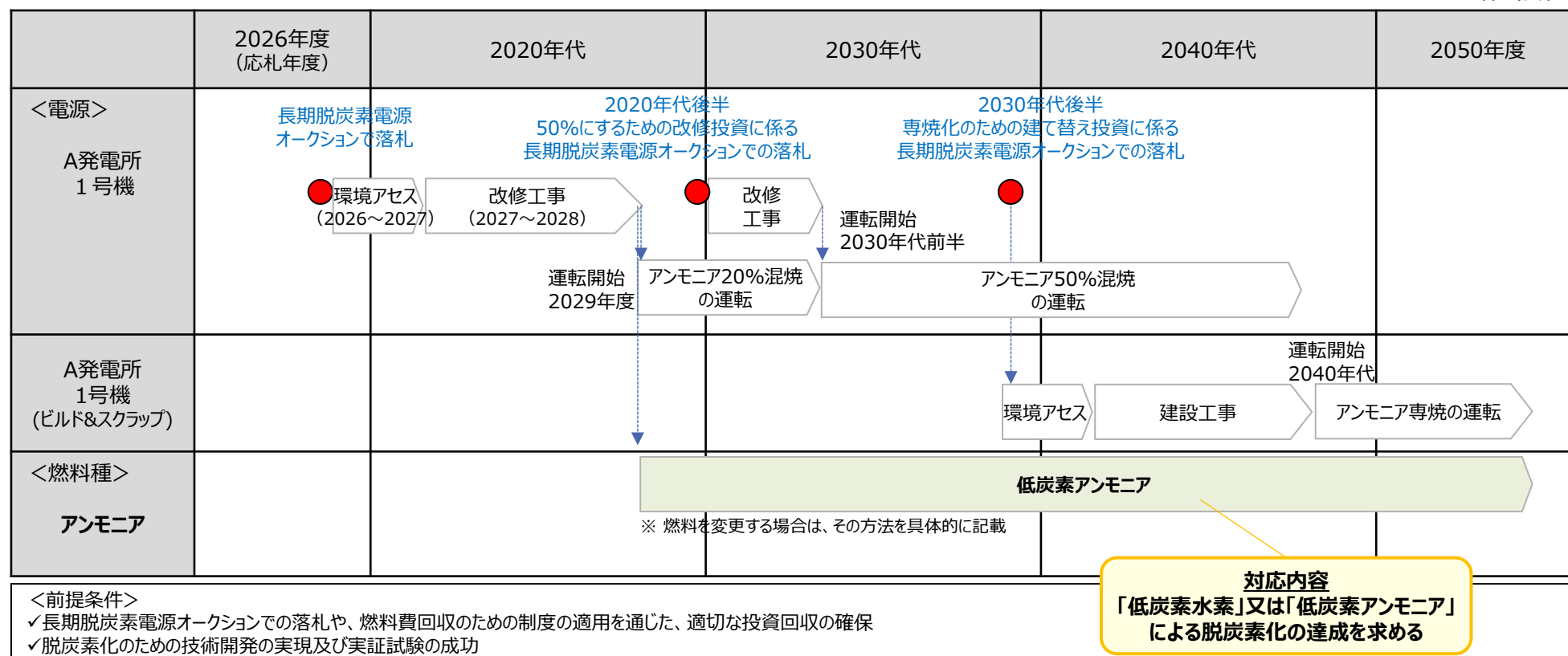
$$\text{年間混焼率} = \frac{\text{水素・アンモニアの燃料から生じた熱量}}{\text{水素・アンモニア部分のkWで燃焼する全燃料から生じた熱量}} \times \frac{\text{CI値の要件を満たす水素・アンモニアの量}}{\text{対象実需給年度中に取得した水素・アンモニアの量}} \times 100$$

新たにCI値の達成率を追加

- 本オークション(応札年度：2026年度)では、水素・アンモニアを燃料として用いる電源が2050年の脱炭素化を達成しようとする場合には、「低炭素水素・低炭素アンモニア」による達成を求めます。

低炭素水素・低炭素アンモニアによる脱炭素化ロードマップイメージ

【記入例】●●発電所●号機の脱炭素化ロードマップ

2026年●月
●●株式会社

- 本オークション（応札年度：2026年度）では、リチウムイオン蓄電池について、経済安全保障推進法に基づく供給確保計画の認定を受けているメーカーが製造するセルの使用有無を考慮して、落札電源を決定します。

リチウムイオン蓄電池における優先約定を踏まえた落札電源の決定方法の基本的ルール

1. 認定付きリチウムイオン蓄電池※1は、認定付きではないリチウムイオン蓄電池※2に対して優先的に落札される

- 認定付きではないリチウムイオン蓄電池※2が落札される前提条件
 - ・ 認定付きリチウムイオン蓄電池のすべてが落札または非落札の判定がなされていること
 - ・ その上で、リチウムイオン蓄電池が該当する「募集上限」を満たしていないこと

2. 認定付きではないリチウムイオン蓄電池※2を含めて同時落札条件が付与されている電源に対しても、認定付きリチウムイオン蓄電池※1は優先的に落札される

留意事項

- ✓ 認定付きリチウムイオン蓄電池として扱うにあたり、電源等情報の登録における蓄電池に係る事業計画にて、「経済安全保障推進法に基づく安定供給確保のための取組に関する供給確保計画の認定を証する書類」の提出が必要となります

- 本オークションは新規電源投資（リプレイス、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するという趣旨から、メインオークションと違いがあります。

項目	メインオークション	長期脱炭素電源オークション
制度概要	一定の投資回収の予見性を確保し、将来の一定期間（単年度）における需要に対して必要な供給力を調達する	新規電源投資（リプレイス、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達する
参加登録資格	電気供給事業者であり、自ら又は他者が所有する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること	国内法人であり、自らが維持・運用する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること
対象電源	実需給年度（メインオークションの場合、応札の4年後）に供給力を提供できる電源など	脱炭素電源の新設・リプレイス等及び改修（既設火力の脱炭素化への改修）における新規投資 LNG専焼火力の新設・リプレイスにおける新規投資（需給状況を鑑み、将来的に脱炭素化することを前提に対象）
対象容量	1,000kW以上（期待容量ベース）	電源種別等に応じ 3～10万kW以上 （本オークションに参加可能な設備容量(送電端)ベース）
オークション方式	シングルプライス方式※1	マルチプライス方式
供給力の提供期間	単年度	原則20年 （電源種別に応じて最長40年を設定することも可能）
リクワイアメント	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 供給力提供開始時期・供給力提供開始期限の遵守、 供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応、 脱炭素燃料の混焼率、年間CO₂貯蔵率、変動電源の年間設備利用率、脱炭素化ロードマップの遵守
容量提供事業者の収入	容量確保契約金額	容量確保契約金額 - 事後的な還付額
監視対象	市場支配力を有する事業者の売り惜しみ、価格釣り上げ	応札価格、他市場収益

※1 地域間連系線に制約がある場合、各エリアの供給信頼度を経済的に確保するため、市場を分断して処理をすることがある

- 本機関では、本日ご説明した資料等を公表しています。
- また、制度見直し等があった場合には、当該内容を反映した資料を作成し、事業者向け説明の実施や資料公表等、様々な説明の機会を設けてまいります。



The screenshot shows the OCCTO website with the following elements:

- Header:** OCCTO logo and name in Japanese and English. Navigation links include '広域機関とは', '業務紹介', '各種手続き', '各種情報提供', '委員会・検討会', and '各種専用システムログイン'. There are also links for 'アクセス', 'お問合せ', and '採用情報'. Language options 'JP | EN' and a search bar are present.
- Breadcrumbs:** Top > 新着情報 > 容量市場 > 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2026年度）制度概要説明会の開催のご案内について
- Section Header:** 事業者へのお知らせ • 容量市場
容量市場 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2026年度）制度概要説明会の開催のご案内について
- Update Date:** 更新日：2026年07月10日
- Text:** 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2026年度）の制度概要についてご説明いたします。具体的には、長期脱炭素電源オークションの募集要綱、容量抛当金といた、発電事業者、小売電気事業者等の皆様に関係する内容となります。ぜひご参加ください。
- 1.日時**
2026年7月27日（月） 14時00分～15時00分
- 2.場所**
Web開催といたします。

- 容量市場かいせつスペシャルサイトでの制度の解説やYouTube、Xによる発信も行っています。

容量市場かいせつスペシャルサイト



容量市場かいせつスペシャルサイト | 電力広域的運営推進機関
ホームページ (occto.or.jp)

容量市場かいせつスペシャルサイト 長期脱炭素電源オークション特設ページ



長期脱炭素電源オークションを知ろう！ | 電力広域的運営推進機関ホームページ (occto.or.jp)

YouTubeによる説明動画の配信



X による発信



■ ご不明な点がございましたら、下記窓口にお問合せください。

お問合せ内容	窓口	メールアドレス・URL (@は半角に変更して下さい)
長期脱炭素電源オークションに関するお問合せ（参加登録に関するものを含む）	電力広域的運営推進機関 容量市場 長期脱炭素電源オークション 問合せフォーム	https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html 2026年度オークションに関するご質問については、以下の区分をご選択の上、お問合せください 大項目：2026年度オークションの参加登録 小項目：システム登録方法全般 事業者情報全般 電源等情報全般 期待容量の登録全般 その他
脱炭素化ロードマップ及び蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ	経済産業省 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-chouki-auction@meti.go.jp
長期脱炭素電源オークションの応札に向けた予備審査（水素・アンモニアを燃料として用いる電源）に関する事前相談	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 水素・アンモニア課 ウェブサイト	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/dengen_auction/ ウェブサイト内の記載要領及びFAQをご参照ください
応札価格の監視に関するお問合せ	電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
他市場収益の監視に関するお問合せ		bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp

- かいせつ容量市場スペシャルサイト : <https://www.occto.or.jp/capacity-market/>
- 容量市場関係の情報・手続き : <https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/>
- 容量市場の在り方等に関する検討会 : <https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>
- 容量市場説明会資料・動画 : https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou_setsumeikai.html
- 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第102回まで）／次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会（第103回から第114回まで）／次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 電力安定供給ワーキンググループ
第八次中間とりまとめ（令和4年10月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20221003_1.pdf
第十一次中間とりまとめ（令和5年6月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230621_1.pdf
第十三次中間とりまとめ（令和5年8月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230810_1.pdf
第十八次中間とりまとめ（令和6年8月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20240816_1.pdf
第二十二次中間とりまとめ（令和7年8月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/pdf/20250827_1.pdf
長期脱炭素電源オークションの第4回募集に向けて（案）（令和8年7月）
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000318091>
長期脱炭素電源オークションガイドライン（案）（令和8年7月）
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000318090>
電力・ガス取引監視等委員会
長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会 とりまとめ（令和7年7月）
https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/002_carbotorimatome.pdf